

「公共の用に供する道路」に係る事務処理要領（一部）

第1 「公共の用に供する道路」について

1 意義

地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「法」という。）第348条第2項第5号に規定されている「公共の用に供する道路」とは、「所有者において何等の制約を設けず、広く不特定多数人の利用に供するものと解するのが適当」（昭和26年7月13日付け地財委税第1140号）とされている。

また、その後の行政実例において、次のように示されている。

1. 原則として、道路法の適用を受ける道路をいうものであるが、林道、農道作業道等であっても、所有者において何等の制約を設けず、広く不特定多数人の利用に供し、道路法にいう道路に準ずると認められるものについては、それに包含されるものである。（昭和26年9月14日付け地財委税第1456号）
2. 特定人が特定の用に供する目的で設けた道路であっても、その道路の現況が、一般的利用について何等の制約を設けず開放されている状態にあり、かつ、当該道路への連絡状況、周囲の土地の状況等からみて広く不特定多数人の用に供される性格を有するものについては、これを「公共の用に供する道路」と解する。（昭和26年9月14日付け地財委税第1456号）
3. 一般的に、特定人が特定の用に供する目的で設置した道路が公共の用に供する道路に該当するためには、当該道路の現況が一般的利用について何らの制約を設けず解放されている状態にあり、かつ、当該私道の他の道路への連絡状況、周囲の宅地の状況等からみて客観的に広く不特定多数人の利用に供される性格を有するものであることを要する。
たとえば、一般的利用に関して何等の制約を設けていない私道で、一の公道から他の公道に連絡しているようなものについては通常公共の用に供する道路に該当するものと解されるが、当該私道が袋小路である場合及び当該私道が一の公道から同一の公道に連絡しているような場合においては、当該私道に沿接する宅地の居住者その他の利用者が極めて多数にのぼる等の事情により、その現実の利用の実態が広く不特定多数人の利用に供されていると認められるものを除き、公共の用に供する道路に該当しないものと解する。（昭和42年4月5日付け自治固第34号）

4. たとえば一筆の宅地内に十数個の家屋があり、表道路からその家屋に通ずる路地が設けてある場合、この路地はたまたまここに入出入りする人々によって利用されているとしても、私人が公道に出るために設けたものであり、広く一般公衆の利用に供されているものではないので、公共の用に供する道路に該当しない。(昭和27年1月21日付け地財委税第76号)

これらの内容を踏まえて、大阪市では本事務処理要領にてその具体的な要件を定めるものとする。

2 認定基準

法第348条第2項第5号に規定されている公共の用に供する道路の認定にあたっては、次に掲げる条件をすべて充足するものである。

1. 他人に有料で貸しつけたり、利用料の徴収を行っていないこと。
2. 時間的に通行を禁止し、又は制限を行っていないこと(通行時間帯及び通行量から判断して社会通念上通行に支障を生じないと考えられる時間について通行を禁止し、又は制限している場合を除く。)
3. 通行を禁止する表示物を設けていないこと。
4. 門扉、さく、又はこれに類する通行上の障害物がないこと。
5. 特定人が優先的に物資集積場、車両置場、荷さばき場、物品販売場等として使用していないこと。
6. 袋小路又はいわゆる「コの字型道路」その他これらに類するものでないこと。ただし、当該道路に沿接する宅地の居住者その他の利用者がきわめて多数にのぼる等の事情により、その利用の実態が不特定多数人の利用に供されていると認められるものは、本項に該当するものとして取り扱うこと。
7. 幅員、貫通性等については、原則として地域内の認定道路に準ずるようなものであることとするが、幅員については、道路の全体にわたり1メートル80センチメートル程度以上あること。
8. 不特定多数人が一般的にその道路を必要とするものであり、かつ、これらのものが現実に利用しているものであること。